

<一般企業等の農地の権利取得方法等の見直し>

一般企業等の農地の権利取得による参入制度

(農地法等改正による参入方法の見直し)

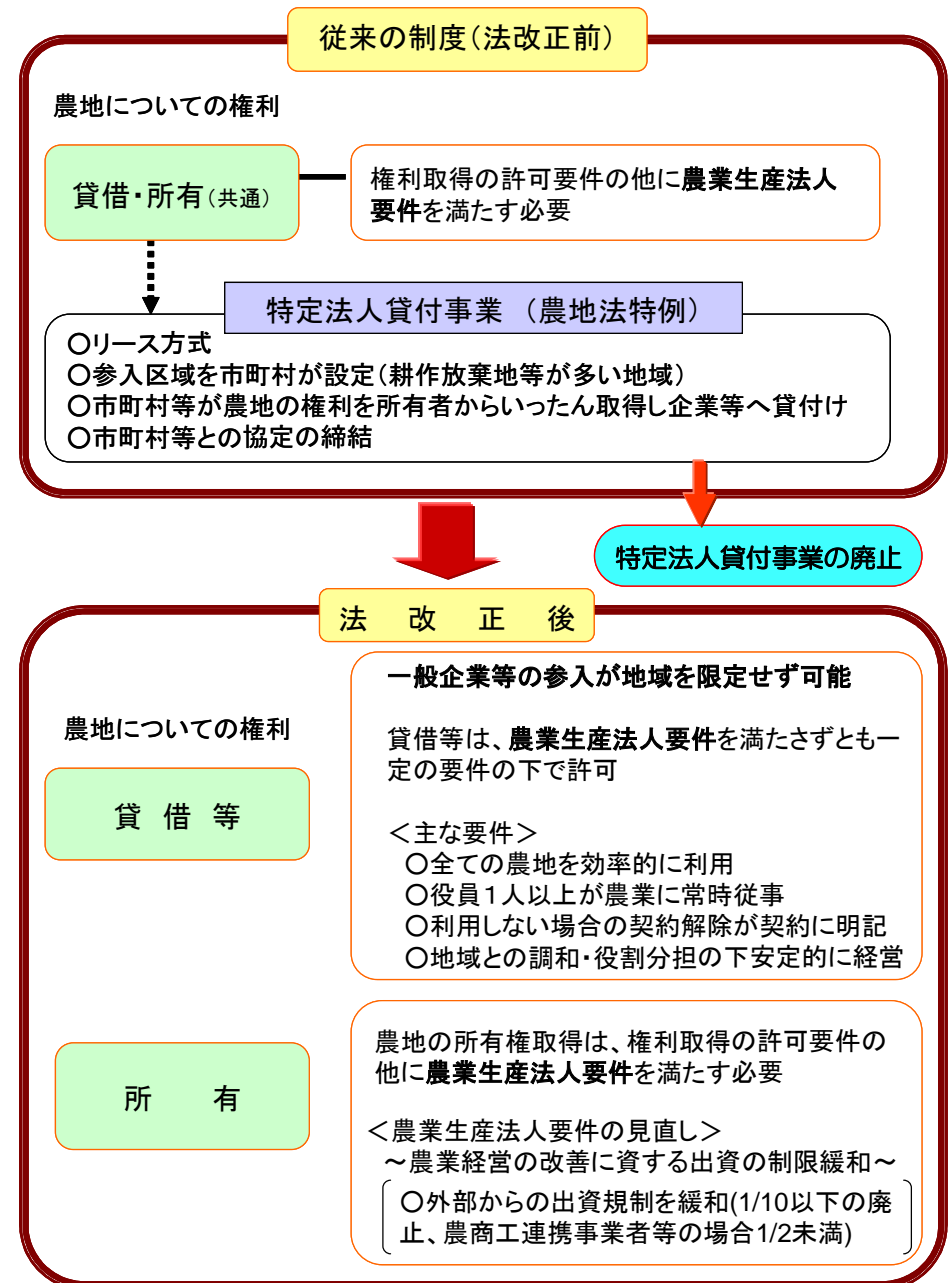
- 一般企業等が農地を購入（所有権取得）して農業参入する場合には、これまでどおり農業生産法人の要件を備えることが必要
- リース（貸借等）については、農業生産法人要件を満たす必要がなくなり、一般企業等の農業生産法人以外の法人も権利取得が可能
- 農地法の特例として、参入区域を設定し、リースによる農地の権利取得を認めていた特定法人貸付事業は廃止

1 法改正前の参入制度（構造改革特区・特定法人貸付事業）

- (1) 平成15年から構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で、農業生産法人以外の法人のリースによる農業経営を可能とする農地法の特例措置が講じられました。
- (2) 平成17年の農業経営基盤強化促進法の改正により、この特例措置は「特定法人貸付事業」として全国展開されました。

2 特定法人貸付事業の廃止と一般制度化

平成21年の農地法等改正により、一般企業等のリース（貸借等）については、通常の許可制度（農地法第3条許可等）により、地域を限定せずに許可することが可能となり、特定法人貸付事業は廃止されました。



※従来のリース方式で参入したものは、改めて手続をすることなく、引き続き農業経営ができる